

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成22年3月15日

【会社名】 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

【英訳名】 Future Venture Capital Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川 分 陽 二

【本店の所在の場所】 京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地
烏丸中央ビル8階

【電話番号】 075-257-2511

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 古 尾 谷 博 次

【最寄りの連絡場所】 京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地
烏丸中央ビル8階

【電話番号】 075-257-2511

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 古 尾 谷 博 次

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 866,400円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して
出資される財産の価額の合計額を合算した金額
14,870,400円
(注)1. 本新株予約権は行使価額固定型であり、行使価額修正
条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異
なります。
2. 本募集金額は1億円未満であります。企業内容等の開
示に関する内閣府令第2条第3項第2号の金額通算
の規定により、本届出を行うものであります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年3月12日に提出いたしました新株予約権証券に係る有価証券届出書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権）

(2)新株予約権の内容等

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

5 第三者割当後の大株主の状況

第三部 追完情報

2. 資本金の増減

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1 【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権）】

(2)【新株予約権の内容等】

(修正前)

新株予約権の目的となる株式の種類	フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用していません。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により、当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を総称して「交付」という。）する数（以下「交付株式数」という。）は、100株とする。ただし、下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項により行使価額の調整がされる場合、交付株式数は、下記「新株予約権の行使時の払込金額」第1項に記載される本新株予約権1個当たりの調整後の行使価額で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切上げ、現金による調整は行わない。本新株予約権の目的である株式の総数は、1,200株とする。ただし、下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項により行使価額の調整がされる場合、本新株予約権の目的である株式の総数は、交付株式数に本新株予約権の総数を乗じた数とする。

新株予約権の行使時の払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、総額14,004,000円(本新株予約権1個当たり1,167,000円)とし、本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、13,000円(発行決議日の前日の終値)とする。ただし、行使価額は本第2項の定めるところに従い調整されるものとする。

2. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1個当たりの時価}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式もしくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式もしくは取得条項付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

	<p>本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。</p> <p>この場合に1株未満に端数が生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。</p> $\text{交付株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整前行使価額}}$ <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切捨てる。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項(2)号 の場合は基準日。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数点第2位まで算出し、小数点第2位を切捨てる。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき、その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき、</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	14,004,000円 行使価額は固定型であり、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なります。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1.新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 13,000円 ただし、行使価額は上記「新株予約権の行使時の払込金額」の第2項の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>2.新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の資本組入額 6,500円 ただし、本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成22年4月1日から平成25年3月31日までとする。</p> <p>ただし、権利行使開始日とは、当社がその指定した銀行口座に本新株予約権者からの払込金の入金を確認した日の翌営業日をいう（当社が銀行口座への入金を確認しない限り、割当日以降においても、本新株予約権者は本新株予約権を行使することは出来ない。）。また、下記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとし、下記注意書き「3.本新株予約権の行使制限」に定める行使停止期間の指定があった場合には当該行使停止期間を除くものとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1.新株予約権の行使請求の受付場所 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 管理部総合企画課</p> <p>2.取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3.払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 京都支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めるときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の前日までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の払込金額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>なお、本新株予約権者が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、本新株予約権の行使にかかる条項を含む本契約上の新株予約権者の地位が譲受人にも承継される。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の行使に関する事項	<p>該当事項はありません。</p>

(注)1.本新株予約権の行使指示

当社は、大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合（かかる場合を以下「条件成就」といいます。）、当社は、新株予約権者に対し、本新株予約権の全個もしくは一部の行使を指示（以下「行使指示」といいます）することができる。行使指示を受けた新株予約権者は、10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使することとする。

2.本新株予約権の取得請求

本新株予約権者は、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から5営業日前までに事前通知を行い、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に記載の行使請求の受付場所に提出することにより、いつでも、その保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権の払込価額相当額で取得することを当社に対して請求する権利を有する。

3. 本新株予約権の行使停止

- (1) 当社は本新株予約権者に対し、15営業日前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することができない期間（以下「行使停止期間」という。）を指定することができる。ただし、行使停止期間として指定可能な期間は平成25年2月末日までとする。
- (2) 本注記「本新株予約権の行使制限」(1)号にかかわらず、当社が上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に基づく取得条項を行使する旨の通知を行った場合、当該通知が発せられた日以降、本新株予約権者は保有する本新株予約権の全部を自己の自由な裁量により行使することができる。（なお、金融商品取引所の定める有価証券上場規程、同施行規則等のルールの中での対応を行う。）

4. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使請求期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第1項に記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が本項第(1)号に定める口座に入金された日に発生する。

5. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株式に係る株券を発行しない。

6. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の内容及び本新株予約権に係る総額買受契約証書の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を72,200円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は上記「新株予約権の行使時の払込金額」第1項記載のとおりとする。

7. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

（修正後）

新株予約権の目的となる株式の種類	フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用しておりません。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により、当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を総称して「交付」という。）する数（以下「交付株式数」という。）は、100株とする。ただし、下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項により行使価額の調整がされる場合、交付株式数は、下記「新株予約権の行使時の払込金額」第1項に記載される本新株予約権1個当たりの調整後の行使価額で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切上げ、現金による調整は行わない。本新株予約権の目的である株式の総数は、1,200株とする。ただし、下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項により行使価額の調整がされる場合、本新株予約権の目的である株式の総数は、交付株式数に本新株予約権の総数を乗じた数とする。

新株予約権の行使時の払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、総額14,004,000円（本新株予約権1個当たり1,167,000円）とし、本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、11,670円とする。ただし、行使価額は本第2項の定めるところに従い調整されるものとする。

2. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式もしくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）の調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式もしくは取得条項付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

この場合に1株未満に端数が生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

	<p>本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。</p> $\text{交付株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された 当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{1}$ <p>この場合に1株未満に端数が生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切捨てる。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項(2)号 の場合は基準日。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨てる。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき、</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき、</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき、</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>14,004,000円</p> <p>行使価額は固定型であり、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なります。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1.新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 11,670円 ただし、行使価額は上記「新株予約権の行使時の払込金額」の第2項の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>2.新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の資本組入額 5,835円 ただし、本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成22年4月1日から平成25年3月31日までとする。</p> <p>ただし、権利行使開始日とは、当社がその指定した銀行口座に本新株予約権者からの払込金の入金を確認した日の翌営業日をいう（当社が銀行口座への入金を確認しない限り、割当日以降においても、本新株予約権者は本新株予約権を行使することは出来ない。）。また、下記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとし、下記注意書き「3.本新株予約権の行使停止」に定める行使停止期間の指定があった場合には当該行使停止期間を除くものとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1.新株予約権の行使請求の受付場所 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 管理部総合企画課</p> <p>2.取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3.払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 京都支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めるときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の前日までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の払込金額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 (削除)</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の行使に関する事項	<p>該当事項はありません。</p>

(注)1. 本新株予約権の行使指示

当社と割当予定先との間で今後締結する予定の本新株予約権に係る総額買受契約証書には、本新株予約権の行使指示が規定される予定である。当該行使指示条項により、当社は、大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合（かかる場合を以下「条件成就」という。）当社は、新株予約権者に対し、本新株予約の全個もしくは一部の行使を指示（以下「行使指示」という。）することができる。行使指示を受けた新株予約権者は、10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使することとする。

2. 本新株予約権の取得請求

本新株予約権者は、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から5営業日前までに事前通知を行い、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に記載の行使請求の受付場所に提出することにより、いつでも、その保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権の払込価額相当額で取得することを当社に対して請求する権利を有する。

3. 本新株予約権の行使停止

- (1) 当社は本新株予約権者に対し、15営業日前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することができない期間(以下「行使停止期間」という。)を指定することができる。ただし、行使停止期間として指定可能な期間は平成25年2月末日までとする。
- (2) 前(1)号にかかわらず、当社が上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に基づく取得条項を行使する旨の通知を行った場合、当該通知が発せられた日以降、本新株予約権者は保有する本新株予約権の全部を自己の自由な裁量により行使することができる。(なお、金融商品取引所の定める有価証券上場規程、同施行規則等のルールの中での対応を行う。)

4. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使請求期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第1項に記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が本項第(1)号に定める口座に入金された日に発生する。

5. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

6. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の内容及び本新株予約権に係る総額買受契約証書の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を72,200円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は上記「新株予約権の行使時の払込金額」第1項記載のとおりとする。

7. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

3【発行条件に関する事項】

（訂正前）

本新株予約権の発行価額（払込金額）は、当社から独立した第三者機関である株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング（以下、「CAA」という。）に新株予約権の価値の算定を依頼した上で、CAAの価値分析報告書の結果を参考にして決定しております。CAAは、本新株予約権の行使価額、その他の本新株予約権の発行要項、当社と割当予定先との間で今後締結する予定の本新株予約権の総額買受契約証書（以下「本契約」という）に定められた内容を考慮のうえ、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考として、価値分析報告書を作成しております。当社は、当該価値分析報告書を参照にした上で、本新株予約権1個当たりの発行価額（払込金額）を866,400円（1株当たり722円）といたしました。

なお、CAAは、平成22年3月10日時点で、428株（議決権比率1.0%）の当社普通株式を保有しておりますが、議決権比率も小さいことなどから、当社経営者からは独立し、その影響はないと判断しております。当社は、CAAの株式は、過去及び現在においても一切保有しておりません。

<後略>

（修正後）

本新株予約権の発行価額（払込金額）は、当社から独立した第三者機関である株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング（以下、「CAA」という。）に新株予約権の価値の算定を依頼した上で、CAAの価値分析報告書の結果を参考にして決定しております。CAAは、本新株予約権の行使価額、その他の本新株予約権の発行要項、当社と割当予定先との間で今後締結する予定の本新株予約権の総額買受契約証書（以下「本契約」という）に定められた内容を考慮のうえ、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考として、価値分析報告書を作成しております。当社は、当該価値分析報告書を参照にした上で、本新株予約権1個当たりの発行価額（払込金額）を72,200円（1株当たり722円）といたしました。

なお、CAAの親会社である株式会社コーポレート・アドバイザーズは、平成22年3月10日時点で、428株（議決権比率1.0%）の当社普通株式を保有しておりますが、議決権比率も小さいことなどから、当社経営者からは独立し、その影響はないと判断しております。当社は、CAAの株式は、過去及び現在においても一切保有しておりません。

<後略>

5【第三者割当後の大株主の状況】

（訂正前）

<表省略>

(注)1.<略>

2. 「割当前の所有株式数」及び「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成21年9月30日現在の株主名簿を基準に、平成21年12月25日に実施した第三者割当による新株式発行で増加した株式数を加えて算定しております。また、「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本株式の発行2,700株に本新株予約権の目的である株式の総数1,200株を加えて算定しております。

3.<略>

（訂正後）

<表省略>

(注)1. <略>

2. 「割当前の所有株式数」及び「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成21年9月30日現在の株主名簿を基準に、平成21年12月25日に実施した第三者割当による新株式発行で増加した株式数を加えて算定しております。また、「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、上記に、本株式の発行総数2,700株と本新株予約権の目的である株式の総数1,200株を加えて算定しております。

3. <略>

第三部 【追完情報】

2. 資本金の増減

（修正前）

組込情報である有価証券報告書（第11期事業年度）「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」に記載の資本金は、本有価証券届出書提出日現在、次の通り変化しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増加額（千円）	残高（千円）	増加額（千円）	残高（千円）
平成21年12月25日	49,375	1,961,311	49,375	675,762

（注）第三者割当（発行価格11,670円、資本組入額5,835円）による新株の発行によるものであります。

主な割当先 古川 令治 2,570株

賀川 正宣 2,570株

マーチャント・バンカーズ株式会社 1,284株

（修正後）

組込情報である有価証券報告書（第11期事業年度）「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」に記載の資本金は、本有価証券届出書提出日現在、次の通り変化しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増加額（千円）	残高（千円）	増加額（千円）	残高（千円）
平成21年12月25日	49,375	1,961,311	49,375	675,762

（注）第三者割当（発行価格11,670円、資本組入額5,835円）による新株の発行によるものであります。

主な割当先 古川 令治 2,570株

賀川 正宣 1,802株

マーチャント・バンカーズ株式会社 1,284株